

定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告

令和 8 年 8 月

邑南町監査委員

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査対象	1
2	監査期間	1
3	監査項目	1
4	監査の方法	1
第2	監査の結果	1
1	監査の結果及び指摘事項	1
	(1) 補助金交付事務執行調査	1
	(2) 行政財産使用料・占用料の管理状況調査	2
	(3) 公金外現金取扱い状況調査	3
	(4) 公表	3

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計

2 監査期間

令和8年6月29日（月）、6月30日（火）、7月1日（水）

3 監査項目

（1）補助金交付事務執行調査

（令和7年度の事業者向けの補助金：令和8年5月末時点）

（2）行政財産使用料・占用料の管理状況調査

（令和7年度分）

（3）公金外現金の取扱い状況調査

（法令で定められていない業務上で扱う現金・預金通帳等：令和8年5月末現在）

4 監査の方法

関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお指摘事項、指示事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第14項の規定による措置状況の通知を行っていただきたい。

（1）補助金交付事務執行調査

ア 監査結果

令和7年度予算計上された主に事業者向けの補助金について、補助金交付の根拠となる要綱又は事業実施要綱等が定められているか、また交付申請、交付決定、概算払い、返還が適切に行われているかについて、聴取と確認を行った。

【補助金】

担当課	交付件数	概算払件数	返還件数
総務課	77	0	0
資産経営課	10	0	0
地域みらい課	3	2	0
町民課	4	0	0
医療福祉政策課	1,310	37	16
産業支援課	100	27	0
建設課	21	0	0
学びのまち推進課	4	4	0
合計	1,529	70	16

交付申請書、交付決定通知書、概算払い、返還については適切に処理されていた。

イ 指摘事項

特になし。

ウ 指示事項

今後も事業実施要綱等に基づき、交付事務の適正化を図っていただきたい。

(2) 行政財産使用料・占用料の管理状況調査

ア 監査結果

行政財産の目的外使用許可を受けた者から対価として徴収するものの調定と減免及び道路等占用物件の調定と減免について、内容、調定件数、調定金額、減免件数及び減免金額等の聴取と確認を行った。

【行政財産】

担当課	調定件数	減免件数
資産経営課	41	41
医療福祉政策課	1	0
産業支援課	6	2
水道課	2	2
羽須美支所	0	2
学びのまち総務課	2	7
学びのまち推進課	4	0
合計	56	54

【占用料】

担当課	調定件数	減免件数
資産経営課	8	4
建設課	71	41
水道課	2	1
合計	81	46

※調定件数は、実際にお金が入った件数

適正に調定・減免処理がされていた。

イ 指摘事項

特になし。

ウ 指示事項

行政財産使用料、占用料は少額なものも多いが、公平性と財産管理の観点から引き続き適切に徴収していただきたい。

(3) 公金外現金取扱い状況調査

ア 監査結果

法令で定められていない業務上で扱う現金及び預金通帳等（歳入歳出外現金以外のもの）について、管理することとなった経緯、種類名称、現預金区分、残高及び管理者等について、聴取と確認を行った。

【公金外現金】

担当課	預貯金口座数	現金（円）
総務課	2	0
出納室	1	0
町民課	2	0
医療福祉政策課	5	0
産業支援課	6	0
建設課	5	0
瑞穂支所	1	0
羽須美支所	5	0
学びのまち総務課	1	0
学びのまち推進課	8	0
合計	36	0

不適切と認められる公金外現金は見受けられなかった。

イ 指摘事項

特になし。

ウ 指示事項

公金外現金として、各課が管理する預貯金口座については、多くが「任意団体の事務を担当する場合の事務及び会計取扱要領（令和5年5月1日制定）」により管理されているところであるが、中には個人名義や公共法人名義の口座もあることから、これら全体を管理する規定の制定が求められる。（事故防止の観点から幹部による定期的な現物監査等）。

また、古くからの慣例により本来の行政事務とは直接関係のない預貯金口座に

についても管理しており、事務の効率と負担軽減のため、可能な限り口座廃止・統合や関係団体への管理移管を検討していただきたい。

(4) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに告示する。指示事項については、全機関に対し文書で通知する。なお、監査委員からの指摘、指示事項、意見については該当する担当課（機関）の業務に限らず、職員一人ひとりが町全体の業務に認識を持ち、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。